

中こ第 3273 号
令和 2 年 8 月 3 日

保護者各位

中城村長 浜田 京介



新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育への協力要請について

平素より本村の教育・保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県内の新型コロナウイルス感染者数が急増している状況を受け、令和 2 年 7 月 31 日に沖縄県による緊急事態宣言が発令されました。

保育施設等における感染拡大のリスクを回避するためにも、保育施設及び放課後児童クラブを利用している世帯については、下記のとおりご協力をお願い致します。

記

1. 家庭保育のお願い

保育施設等は、集団生活である以上、「密接・密集・密閉」の環境を完璧に避けることは不可能であり、感染リスクの高い環境であることをご理解いただき、園児や児童の安全を守るためにも、可能な限り家庭での保育にご協力をお願い致します。家庭保育が可能な方は各保育施設へご連絡下さい。

※対象期間：令和 2 年 8 月 3 日（月）～令和 2 年 8 月 15 日（土）

（対象期間については、今後の状況次第では期間延長の可能性あり）

※認可保育施設、認可外保育施設、放課後児童クラブが対象となります。

※今回の家庭保育にご協力いただいた期間の保育料は、日割り計算の対象となりますので改めてお知らせ致します。

2. 感染拡大防止について

- ① 児童に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合、登園を控えるようお願い致します。なお発熱等の判断をする場合は個人差があることに留意し、何かあれば保育施設または村役場へご相談下さい。
- ② 発熱等が認められる場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童が感染した場合

① 感染者が発生した保育施設は当面の期間、臨時休園となります。

※休園期間については、保健所や関係機関と相談の上決定します。

(2) 児童が「濃厚接触者」の場合

① 感染者と最後に接触した日から起算して2週間は登園禁止となります

(3) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

① 登園停止措置は致しませんが、感染拡大防止のため家庭保育へのご協力をお願い致します

4. 感染者等への配慮について【重要】

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染経路不明の患者も多くなってきております。罹患者や児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは絶対に行わないでください。

5. 誤った情報にご注意！

SNSやインターネット上で根拠のない情報や間違った情報が拡散されることがあります。このような不確定な情報に惑わされることのないように、厚生労働省、沖縄県、中城村が発信する正確な情報に基づいて、落ち着いて行動していただきますようお願い致します。

以上